

平成30年度アダプト・プログラム助成制度 申請の手引き



公益社団法人食品容器環境美化協会

【目次】

1. 実施者	1
2. 趣旨・目的	1
3. 対象者	1
4. 助成総額および助成コース	1
5. 助成金コースについて	2
6. 清掃グッズコースについて	3
7. 申請の手続き	4
8. 審査および審査結果	4
9. 助成対象決定後の手続き	5
書類の提出先および問い合わせ先	6
個人情報の取り扱いについて	6

1. 実施者

公益社団法人食品容器環境美化協会

2. 趣旨・目的

公益社団法人食品容器環境美化協会は、飲料メーカー6団体で構成される公益法人で、飲料容器の散乱対策を中心とした環境美化の推進を事業目的とし、その一環として行政と市民の協働によるまち美化手法である「アダプト・プログラム」の情報センターとして、普及・推進に取り組んでいます。

市民と行政が協働で進める「アダプト・プログラム」の重要性が全国で広く認識されつつある中、活動をさらに充実、拡大しようとする団体、あるいはアダプト・プログラムへの新規参加を予定する団体等を助成、支援することにより、アダプト・プログラム活動の一層の奨励を行うとともに、その普及を推進することを目的としています。

3. 対象者

(1) 次のいずれかの団体であること

- ① 各自治体が導入しているアダプト制度に登録している団体で、アダプト活動をさらに充実、拡大しようとする団体
- ② 新たに地域のアダプト・プログラムに参加しようとする団体

(2) この助成制度が設けられている趣旨に賛同するとともに、飲料団体から構成されている食品容器環境美化協会の活動であることを十分認識していること

(3) 過去2年間（平成28年度、29年度）に当協会の助成を受けてないこと

4. 助成総額および助成コース

助成総額：450万円相当（予定）

- ① 助成金コース 総額250万円
- ② 清掃グッズコース 合計200セット

5. 助成金コースについて

(1) 助成金コース内容（助成額・助成対象・助成期間）

- ・ 下限額を3万円、上限額を10万円とします。
申請書に助成項目および金額を記載していただき、その金額を助成致します。
- ・ アダプト・プログラム活動のうち、**清掃活動およびポイ捨て防止・啓発活動に必要な諸費用とします**。それ以外の活動に使用する項目は助成の対象となりません。
- ・ 飲食費や会食費、人件費、運営費等は助成の対象となりません。
- ・ 助成決定後に助成項目を変更することはできません。申請した項目と異なるものを購入した場合はご返金いただきます。カテゴリ内で調整していただくことは構いません。
例) ○ 清掃用具で申請→ほうきを買ったが、余った金額で軍手を追加したい
× 清掃用具で申請→ユニフォームの購入や広報誌の発行に流用
- ・ 助成期間は、平成30年4月～平成31年3月に支出される費用を対象とします。
- ・ 助成団体は年度末に報告書の提出をしていただきます。その際に領収書の原本が必要となります。

(2) 申請について

- ・ 申請の際に見積もり等は必要ありません。目安の金額をご記入ください。ただし、**助成決定後はいかなる理由であっても増額することはできません**のでご注意ください。
- ・ 申請書に「助成対象項目一覧表」の番号・内容、及び具体的な内容をご記入ください。

【助成対象項目一覧表】

カテゴリー	番号	申請項目	詳細内容・備考
清掃用具	1-1	清掃用具	ほうき、トング、ちりとり、軍手、ゴミ袋
	1-2	リヤカー	リヤカー、一輪車、手押し車、等
	1-3	保管用物置	設置する場所の管理者に許可を得ること
	1-4	その他	具体的な内容および使用用途を明記のこと
のぼり ユニフォーム	2-1	のぼり・横断幕	ポール等の付属品含む
	2-2	ユニフォーム	ビブス、Tシャツ、ジャンパー、帽子、腕章等
	2-3	その他	具体的な内容および使用用途を明記のこと
安全対策	3-1	安全対策	コーン、作業案内板、等
	3-2	安全ベスト	
	3-3	その他	具体的な内容および使用用途を明記のこと
草刈関連	4-1	草刈機・刈払機	清掃活動、ポイ捨て防止・啓発活動の使用に限る
	4-2	安全用具	ガード、保護メガネ、安全靴、等
	4-3	その他	具体的な内容および使用用途を明記のこと
啓発活動	5-1	看板	設置する場所の管理者に許可を得ること
	5-2	講習・講演	具体的な内容を明記のこと
	5-3	備品	アダプト教室に使用するプロジェクター、等
	5-4	その他	具体的な内容を明記のこと
その他	6-1	その他	具体的な内容および使用用途を明記のこと

6. 清掃グッズコースについて

(1) 清掃グッズコース内容

- ・ビブス5着、トング5本で1セットとし、セット単位での助成となります。
- ・ビブスのみ、トングのみの助成はできません。
- ・10セット（ビブス50着/トング50本）を上限とします。
- ・助成団体は年度末に報告書の提出をしていただきます。

(2) 申請について

- ・申請書の所定の欄に必要なセット数をご記入ください。
 - ・清掃グッズは申請書の「連絡先」欄にご記入いただいた住所にお送り致します。必ず受け取れる方の連絡先をご記入ください。
- また、記載内容にお間違いのないようお願いいたします。

おもて

うら



ビブス（メッシュタイプ）：サイズ フリーサイズ（横幅56cm×高さ63cm）



トング：サイズ 長さ30cm×幅2.3cm

7. 申請の手続き

(1) 申請書の配付・受取り

以下のいずれかの方法により申請書をお受け取りください。

- ① 登録している地方自治体アダプト・プログラム導入担当部局からの配付
- ② 当協会ホームページからダウンロード (URL: <https://www.kankyobika.or.jp/>)
- ③ 当協会へFAXにて請求
氏名、住所、電話番号を明記の上、FAXにてご請求ください。(FAX: 03-5476-2883)
申請書をご指定いただいた住所へ郵送致します。

(2) 申請方法

- ① 当協会へ直接申請 (郵送またはメール)
アダプト・プログラム参加団体であることを証明する資料 (合意書、認定書のコピーなど) を必ず添付してください。返却は致しませんので、原本を送らないでください。
- ② アダプト制度を登録している地方自治体アダプト・プログラム導入担当部局を経由し、当協会へ申請してください。
自治体経由で申請する場合、アダプト・プログラム参加団体であることを証明する資料 (合意書、認定書のコピーなど) は省略することができます。

(3) 両コースの重複申請について

助成金コース、清掃グッズコースの両コースの重複申請は不可とします。

(4) 申請締め切り

平成30年6月22日 (金) (当日消印有効) とします。

(5) 提出した申請書及び添付書類の修正、差し替え、追加

提出期限前であれば可能です。必ず電話にてご連絡いただき、書類に「修正」「差し替え」「追加」を明記してください。

8. 審査および審査結果

(1) 審査方法

当協会関係者などで構成させる「アダプト・プログラム助成審査委員会」を設け、提出して頂いた申請書・書類をもとに審査・選考を行います。

(2) 審査結果の通知

審査結果は平成30年9月3日 (月)に助成対象または選外に関わらず、すべての団体に選考結果をお送り致します。また、当協会ホームページにて助成対象団体を公開致します。

(3) 審査基準の公表

審査基準は一切、公表致しません。

9. 助成対象決定後の手続き

(1) 助成対象となった場合の手続き

スケジュールは下記の通りです。

平成30年	9月 3日 (月)	助成団体決定通知発送
	9月10日 (月)	清掃グッズコース発送
	9月21日 (金)	送金先口座等の連絡締切り
	10月 1日 (月)	助成金コース支払い
平成31年	3月 1日 (金) ~ 15日 (金)	活動報告書の提出

(2) 助成金の送金について助成金額の送金先口座他のご連絡 (助成金コースのみ)

助成対象団体は選考結果に同封している「アダプト・プログラム助成金送金先について」にご記入の上、9月21日(金)までに当協会へ郵送願います。

当協会よりご指定いただいた口座へ送金します。

(3) 団体紹介について

- ・助成対象に選ばれた団体につきましては、特別な理由がない限り、団体概要および活動内容などを当協会広報誌やホームページ、Facebook等、当助成制度の事業活動においてご紹介します。
- ・申請書にて「許可しない」と回答した団体は、団体名・登録自治体、プログラム名、助成項目のみ公表いたします。
- ・当協会広報誌やホームページに掲載される団体紹介の内容は下記の通りです。
団体の名称、登録自治体、アダプト・プログラム名称、活動内容、活動写真など

(4) 活動報告書の作成提出

助成団体は年度末に活動報告書を提出していただきます。2月中旬ごろ当協会より再度ご連絡を致します。

提出期日：平成31年3月1日(金)～3月15日(金)

【提出していただく書類】

- ・助成金コース：活動報告書、助成使用額明細、領収書の原紙、活動中の写真
- ・清掃グッズコース：活動報告書、活動中の写真

(5) 助成金との差額の精算について (助成金コースのみ)

お支払いした助成金より助成対象使用額が少額の場合は、ご返金いただきますのでご了承ください。



公益社団法人食品容器環境美化協会（食環協）について

当協会は、1973（昭和48）年に飲料メーカーの団体（現在6団体）が集まって設立され、以来約40年にわたってポイ捨て防止や散乱防止のための多様な啓発・支援活動を展開しています。

飲料自販機などでおなじみの「のんだあとはリサイクル」という緑のマークは、「統一美化マーク」といって食環協のシンボルマークです。

事業の一環として1998（平成10）年から、市民と行政の協働によるまち美化活動である「アダプト・プログラム」の普及推進を行っています。アダプト・プログラムは、現在では全都道府県の各地で導入され、多くのアダプト団体が様々な清掃ボランティア活動を実施されています。

【構成団体】

一般社団法人 全国清涼飲料連合会 ・ 一般社団法人 日本果汁協会 ・ コカ・コーラ協会
一般社団法人 全国トマト工業会 ・ 日本コーヒー飲料協会 ・ ビール酒造組合

書類の提出先および問い合わせ先

公益社団法人食品容器環境美化協会（食環協）

〒108-0023 東京都港区芝浦2-15-16 田町K・Sビル6階

TEL: 03-5439-5121 FAX: 03-5476-2883

食環協HP: <https://www.kankyobika.or.jp/>

E-mail: matsuki@kankyobika.or.jp

個人情報の取り扱いについて

ご提出頂いた資料およびご記入頂いた個人情報は、当協会の選考、運営ならびに情報提供の目的で事務局および審査会委員が利用し、適切に管理いたします。